

中央卸売市場本場青果部 施設使用料の改定等について

経済局中央卸売市場本場
運営調整課

国際・経済・港湾委員会
配付資料
令和7年9月16日
経済局

1 改定の理由

中央卸売市場本場青果部では、場内事業者の要望を受け、狭隘な敷地の有効活用や商品の品質・衛生管理の向上を図るため、配送センター（屋内荷捌場）や冷蔵庫など、新たに3棟の施設を整備しています。

（平成30年度以降順次整備し、令和7年度に最後の3棟目が整備完了予定。）

中央卸売市場費会計は特別会計であり、整備に要した経費は場内事業者からの施設使用料で賄われます。

このため、施設使用料の改定に伴い、令和7年第4回市会定例会において、横浜市中央卸売市場条例（以下「条例」という。）の一部改正議案を提出する予定です。

2 改定の内容（案）

本場青果部では、配送センター（屋内荷捌場）や冷蔵庫などの施設使用料は現行の施設使用料単価の1.5倍となります。

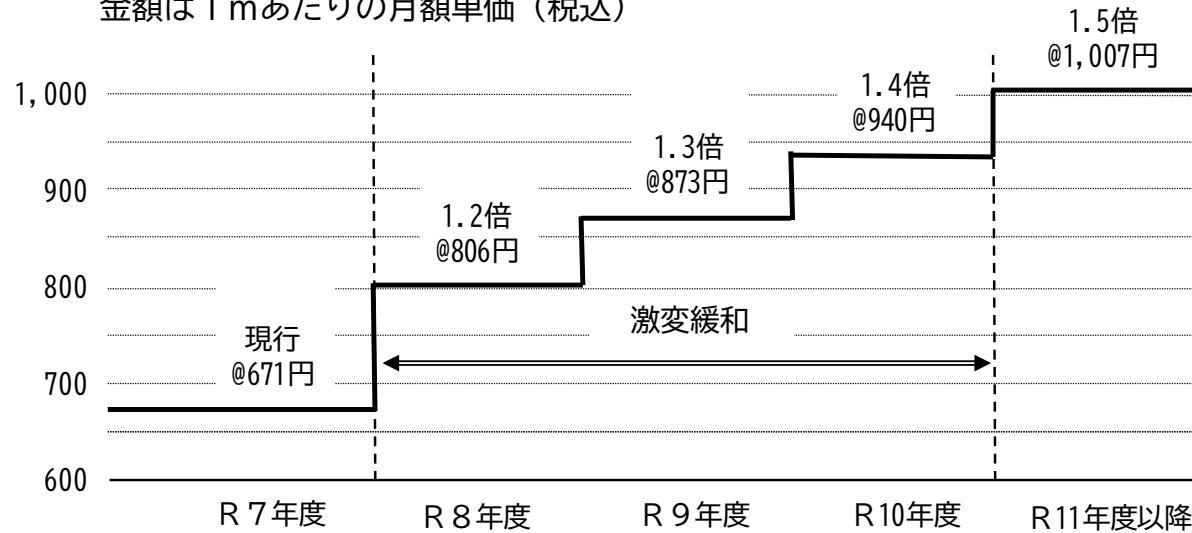
なお、値上げ幅は、国から示されている使用料の算定式や整備費の返済期間（公債費の償還期間）を考慮して設定しています。

	令和8年度	9年度	10年度	11年度以降
現行単価からの値上げ幅	1.2倍	1.3倍	1.4倍	1.5倍

負担軽減のため、令和8年度から10年度までは激変緩和を行います。
併せて、負担が困難な場内事業者への支援策についても検討を進めています。

(例) 配送センター（屋内荷捌場）の使用料

金額は1m²あたりの月額単価（税込）



3 その他の条例改正予定

食料システム法の改正に伴い、卸売市場法で規定する中央卸売市場の認定要件が追加されたため、引き続き認定を受けるために必要な条項を追加する等の改正を行います。